

# 主 題 祝 連

がんばろう日本

—全国青税も東日本大震災被災者へ支援の輪を—

July.15.2011 No. 159

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162

# Contents

## 会長退任挨拶

P.3~5

この1年間を振り返って——会長 片山 泰弘

## 法対情報 法対策部の活動報告

法対策部長 池田 亮

## 各部長1年を振り返って

P.8~10

## 東日本大震災に対する全国青税の対応

特別委員長 金澤 好起

名古屋シンポジウム

神戸大会

のあんない——P.13~14

## 神戸大会へ是非ご参加を

(2011.8.6)

全国大会実行委員長

櫻井繁樹(近畿)



事務所の雑務を片付け、いよいよ全国大会に向けて、わき目も振らずに邁進できる時期となりました。

既にいくつかの単位会におかれています。定時総会が終わっており、正式に平成23年度執行部が発足している時期です。単位会の代表を始め、理事会の際にお会いする多く方に「神戸大会、楽しみにしているよ!」、「必ず行きますよ!」というお声掛

けを頂く度に、本当に楽しんで頂けるような企画とすることができますのか、改めて気が引き締まる思いがします。

大会前日の韓国税務士考試会の皆様のお出迎えから、前夜祭の食事、大会基調講演には長崎年金訴訟の税理士江崎先生のご講演、定時総会、懇親会、二次会、そして翌日の考試会の皆様のお見送りの全てを通して全国大会と考えております。近畿青税の会員、そして地元兵庫県支部の会員には随分とご無理なお願いをしながら着々(???)と準備を進めています。

8月6日、神戸の全国大会で必ずお会い致しましょう!!

全青税ホームページアドレス <http://www.aozei.com>

# 会長退任挨拶

## 更なる挑戦！輝ける未来を創造するために

会長 片山 泰宏（名古屋）

### I はじめに

全国青年税理士連盟会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は、全国青年税理士連盟の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日が経つのは早いもので、広報誌で退任のご挨拶をさせていただく時期となりました。昨年8月、横浜で開催された全国大会にて会長に就任し、皆様のご支援のおかげで今日まで活動することができました。厚く御礼申し上げます。この一年を振り返ると、昨年の参議院議員選挙において民主党が大敗し、「ねじれ国会」の不安定な政局にもかかわらず、リーマンショックから2年が経ち、日本経済は徐々に立ち直りの兆しを見せっていました。しかし、そのような中、3月11日に東日本大震災が発生し、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、周辺住民の方々は避難生活を余儀なくされ、農業、漁業、製造業など多くの産業に暗い影を落としています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興をお祈り申し上げます。ねじれ国会と震災の影響で国会は空転し、平成23年度税制改正は、そのほとんどが見送りとなりました。被災者への税制

措置、復興財源の問題など多くの課題が山積みとなり、先行きが不透明な情勢が続いています。この国難において、われわれ税理士が、税の専門家として何が出来るのかを考え、行動することが必要であると考えます。



私の会長の任期も、残りわずかとなっていましたが、まだまだ取り組むべき課題が満載です。しかし、一つの区切りとなりますので、この一年間、執行部、理事、そして会員の皆様と共に取り組んできた事業について、ご報告いたします。

### II 税理士法改正について

法対策部の重点施策の一つ目は、「税理士法改正」に関する対応でした。日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、昨年6月に「税理士法改正に関する意見（案）」（以下「改正案」という。）を公表しました。この改正案は、一昨年の「税理士法改正に関するプロジェクトによるタタキ台」（以下「タタキ台」という。）について会員から意見募集を行い、そこで寄せられた意見を反映して作成されたものです。しかし、改正案の内容を見ると、タタキ台に比べて大きな変更もなく、会員の意見を踏まえて作成されたものとは言いがたい内容になっていました。そこで当連盟は9月に、日税連に税理士法改正特別委員会が設置されることを受け、再び「税理士法改正に関する意見（案）に対する意見」を提出しました。この意見書では、①税理士の使命、②税理士の資格、③補佐人制度の3つを優先的改正項目として掲げました。具体的には、税理士法第1条における納税者の権利擁護の明確化、弁護士・公認会計士への自動資格付与及び税務官公署行政実務経験者の免除規定の廃止、補佐人制度の拡充を訴えました。また、12月2日に行われた日税連執行部との懇談会においても、これら3つの優先的改正項目に加え、研修の義務化と税務支援の従事義務について議論しました。その後、昨年12月に平成23年度税制改正大綱が発表され、その中に納税者権利憲章の制定及び税務行政手続きの見直しが盛り込まれました。このことは、税理士が納税者の視点に立って納税者の権利を擁護することを国民から期待

エクトチームによるタタキ台」（以下「タタキ台」という。）について会員から意見募集を行い、そこで寄せられた意見を反映して作成されたものです。しかし、改正案の内容を見ると、タタキ台に比べて大きな変更もなく、会員の意見を踏まえて作成されたものとは言いがたい内容になっていました。そこで当連盟は9月に、日税連に税理士法改正特別委員会が設置されることを受け、再び「税理士法改正に関する意見（案）に対する意見」を提出しました。この意見書では、①税理士の使命、②税理士の資格、③補佐人制度の3つを優先的改正項目として掲げました。具体的には、税理士法第1条における納税者の権利擁護の明確化、弁護士・公認会計士への自動資格付与及び税務官公署行政実務経験者の免除規定の廃止、補佐人制度の拡充を訴えました。また、12月2日に行われた日税連執行部との懇談会においても、これら3つの優先的改正項目に加え、研修の義務化と税務支援の従事義務について議論しました。その後、昨年12月に平成23年度税制改正大綱が発表され、その中に納税者権利憲章の制定及び税務行政手続きの見直しが盛り込まれました。このことは、税理士が納税者の視点に立って納税者の権利を擁護することを国民から期待

されていることの証左であり、次期税理士法改正においても、当然にその期待は反映されるべきであると考え、1月に改めて、税理士法第1条改正の要望書を日税連に提出しました。4月に日税連が発表した改正案には、追加3項目が盛り込まれましたが、タタキ台の意見募集から一貫して、税理士会員の意見が十分に反映されているとは言えず、日税連と会員との距離を感じました。今後も引き続き税理士法改正の動向に注視し、粘り強く意見を主張していくべきだと思います。

### III 税制改正について

重点施策の二つ目は、「税制改正」に関する対応でした。まず、平成23年度税制改正大綱が発表される前に、当連盟の税制に関する意見を表明するため、意見書を提出しました。具体的には、平成22年度税制改正において特殊支配同族会社役員給与損金不算入制度が廃止された際に、いわゆる二重控除の問題が付記されたことを受けて、二重控除の問題は生じていない旨の意見書を提出し、また、税制調査会などで欠損金の繰越控除制限が検討されていることを受けて、控除制限に反対する旨の意見書を提出しました。さらに、平成23年度税制改正が未だ成立しない状況でしたが、引き続き「平成24年度税制改正要望書」を取り纏め、日税連に提出しました。

### IV 納税環境整備問題について

重点施策の三つ目は、「納税環境整備問題」に関する対応で

した。まず、税・社会保障共通番号制度について、昨年7月に行われた意見募集に対し、国民的な議論を行うべきであるという要望書を提出しました。この要望書では、番号制度導入による所得把握は万能ではなく、むしろ不公平税制を助長する可能性があること、費用対効果の検証がされていないこと等の問題点を指摘しました。また、平成23年度税制改正大綱が発表される前に、当連盟の意見を表明するため、番号制度導入に関する意見書を税制調査会に提出しました。その後、「社会保障改革に関する集中検討会議」において、番号制度の導入と合わせて消費税の税率アップも検討されていますが、共に国民生活に大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、国会が空転している現状では議論が十分とは言えません。全青税としても引き続き取り組むべき課題であると思います。次に、納税者の権利保護及び権利救済制度についても同様に、税制改正大綱発表前に、要望書を提出しました。その後、平成23年度税制改正大綱に盛りこまれた納税者権利憲章は、その内容に問題点が多いため、この憲章をより納税者の立場に立った実効性のあるものにするよう修正すべき点を要望書にまとめ提出しました。

### V 韓国税務士考試会との交流について

10月9日に東京税理士会館にて、韓国税務士考試会との勉強会をオープン形式で開催しました。以前はお互いの総会時に双方の執行部が参加して行っていた勉強会を、広く会員の方々に

も参加していただきたいとの思いから、昨年度より準備を進めてきました。当日は多くの会員にご参加いただき、「韓国の納税者番号制度」について有意義な研修をすることができました。友好協定10周年を迎える年に、両国の税理士間の結びつきが更に強まると確信しています。この友好関係が更に発展するよう、国際部が中心となって今後も勉強会に取り組んでいくべきだと思います。また、全青税と韓国税務士考試会との10年に渡る交流の軌跡をまとめた記念DVDを作成し、会員の皆様に配付しました。是非ご覧下さい。

### VI 東日本大震災について

3月26日の理事会において、東日本大震災対策特別委員会を設置し、この特別委員会を中心に、東日本大震災に対して当連盟として取るべき対応を考えました。まず、義援金の募集を開始したところ、多くの会員の皆様から多額の善意を頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。みちのく青税をはじめ被災された当連盟会員に対する見舞金も、執行部をはじめ理事を中心募集中です。我々の仲間を少しでも助けたいとの思いからの活動ですので、ご理解ご協力をお願いいたします。また、税理士、弁護士、司法書士などが一体となって被災者の支援をしていくべきであると考え、全国三青会と連携して、今後の対応を協議しています。東日本大震災は被災範囲も広く、被害も甚大なことから、長期的な体制で支援活動を行っていく必要があると考えています。その準備のため、6月5日に宮城



平成22年12月、日税執行部との懇談会で  
挨拶する片山会長

県仙台市及び石巻市を中心に視察に行ってきました。テレビ、新聞などで見聞きはしていたものの、被災地の空気に触れ、惨状を目の当たりにすると言葉になりません。我々は税理士としての知識能力を生かし、被災された方々の力になりたいと改めて強く感じました。支援活動などが始まりましたら、一人でも多くの会員の方々にご協力いただきますようお願いいたします。さらに、当連盟の重要な役割として、この震災に対する税制上の提言活動を行っています。政府は、4月に震災特例法を発表していますが、それだけでは不十分と考えて、東日本大震災被災者救済のための税制要望書を提出しました。今後、復興財源の問題も含め、当連盟の意見を積極的に表明していくべきだと思います。

## VII 秋季シンポジウム、ホームページについて

11月14日に埼玉において、秋季シンポジウムを開催しました。「税制におけるunfairにつ

いて」というテーマで、各単位青税がじっくり研究された内容で、趣向を凝らした発表をしていただきました。多くの会員にご参加いただき感謝申し上げます。次年度の秋季シンポジウムは、ここ近年の研究発表会スタイルではなく、ディベート形式を取り入れ、各単位青税同士が熱い議論を交わすことができるよう企画しています。青税らしい熱気溢れるシンポジウムとなるよう期待しています。また、今年度はホームページの充実にも力を入れました。会員に対して全青税の活動を伝えることはもちろん、未加入者にも全青税の活動を紹介したいと思い、ブログ形式の活動報告や写真を掲載した活動アルバムなどを新たに追加しました。今や、ホームページは情報発信ツールとして欠かせない存在です。今後も更なる充実を図っていくべきだと思います。

## VIII おわりに

昨年の総会で、「更なる挑戦！輝ける未来を創造するために」というテーマを掲げ、1年

間全力でChallengeすることを誓いました。理事会に多くの方にご参加いただき熱い議論をしましょうとお話ししました。それがどこまで達成できたかわかりませんが、同じ志を持つ仲間同士、同じ目的に向かって全力で駆け抜けることができたのではないかと思います。私自身、会長として本当に充実した楽しい1年を送ることができました。これもひとえに私を支えていた執行部の皆様、理事の皆様、そして会員の皆様のおかげです。『仲間』の大切さ、ありがたさをこれほど強く感じた一年はありませんでした。心から感謝申し上げます。そして、次年度執行部にも会員の皆様からの変わらぬご支援を頂きますようお願いをし、全青税が更に発展することをお祈り申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 法対情報

## 法対策部より活動報告

法対策部長 池田 充（東京）



## 1. はじめに

本年度の法対策部には、税制対策委員会（森委員長）と納税環境整備委員会（坂井委員長）を設置し、意見書・要望書の作成提出を主として活動を行ってまいりました（提出した意見書・要望書は全国青税のホームページにも掲載しております）。

ここでは、この1年間の法対策部関係の活動について、提出した主な意見書・要望書に沿って、提出に至る経緯や全国青税の主張、現在における状況、そして私見等を述べさせていただきます。なお、この原稿執筆は5月末であり、未確定の情報や活動等もあると思いますが、何卒ご容赦願います。

2. 社会保障・税に  
関わる番号制度  
について

## (1) 意見募集の経緯

平成21年12月の平成22年度税制改正大綱には、納税環境整備の一環として番号制度の導入が盛り込まれ政府において本格的に議論が始められました。これを受け平成22年7月に政府の国家戦略室より「社会保障・税に  
関わる番号制度に関する検討会中間取りまとめ」が公表され、意見募集が行われました。

## (2) 全国青税の対応

全国青税としては、ここ数年

は番号制度に関し深く検討が行わっていましたが、先ずこの意見募集が番号制度導入を前提とされていることを問題視し、意見募集を行うのであれば、最初に番号制度導入の是非を問い合わせ、番号制度について国民全体で議論を重ねるべきであるという主張を前提に平成22年8月に意見書を提出しました。また、平成23年度税制改正大綱の公表前にも「社会保障・税に関する番号制度の導入に関する意見書」を税制調査会等に提出しました。

## (3) 番号制度導入に向かう政府の状況

内閣官房に設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」において6月に指針を出すべく検討がなされています。シンポジウムを行うなどして体裁を整えようとしていますが、東日本大震災と原子力発電所事故への対応で混乱した現在の国内情勢において、国民的な議論が十分に出来るとは考えられず、政府の無謀な手法が目立つ状況にあるといえます。

日税連は既に番号制度の導入に賛成を表明しておりますが、全国青税としては、政府が信頼を失っている現在のような状況で拙速な導入がなされないように、動向を注視し今後も意見を述べていかなければいけないと考えます。

3. 「企業財務会計士」  
について

## (1) 公認会計士制度に関する懇談会

平成22年8月に金融庁より公表された「公認会計士制度に関する懇談会 中間報告書」において「財務会計士」なる資格の創設が提案されました。また、この中間報告書においては、公認会計士に対する税理士資格の自動付与を問題なく認めていると想定される記載がされておりました。全国青税としては、税理士法第3条第1項第4号により公認会計士に税理士資格が自動付与されていることを常に問題視しておりますので、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止を求めるとともに、財務会計士なる資格の創設が「公認会計士制度の改革における政府の失策の穴埋めに過ぎない」「名称独占である財務会計士なる資格に企業の需要はない」という観点から財務会計士なる資格の創設に反対する意見書を金融庁に提出しました。

## (2) 公認会計士法の改正における顛末

平成23年4月27日に参議院本会議で「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が修正議決されました。この修正案は4月1日に国会に提出さ

れた法律案から、公認会計士試験と公認会計士資格制度の改正に関するすべての事項を削除したものであり「企業財務会計士資格の創設」も削除されました。

ねじれ国会により政局が不安定であるとはいえる、閣議決定され国会に提出された法案が大幅に修正されたことには驚かされました。これにより、平成21年12月より金融庁にて開催されてきた公認会計士制度に関する懇談会などの議論が全て徒労に終わったともいえます。

そして、この結果を見れば、公認会計士法の改正は当分の間行われないことが想像され、法改正の提案がいかに難しいかがわかるものであり、今後の税理士法改正の手法にも少なからず影響があるのではないかと考えます。

#### 4. 税理士法改正について

##### (1) 日税連の「税理士法改正に関する意見(案)」について

全国青税では、昨年度「税理士法改正に関するPTによるタキ台に対する意見書」を提出しました。本年度においては、市木前法対策部長に税理士法改正特別委員長(会長所管)に就任いただき、日税連の動きを注視し対応してまいりました。

日税連は、5月に税理士法改正に関するPTより「税理士法改正に関する意見(案)」を公表し、9月に「税理士法改正特別委員会」を設置し本格的な検討が開始しました。全国青税では、これらの動きに合わせて10月に「税理士法改正に関する意見(案)に対する意見書」を日税連に提出しました。意見書で

は、「税理士の使命について」「税理士の資格について」「補佐人制度について」の3項目について引き続き意見を述べました。これらの3項目は、「税理士が納税者の代理人としての立場であること」を明確にするとともに、「税理士資格は税理士試験に合格した者のみに与えられるべきである」という、全国青税が従来から主張してきた点について強く意見を述べたものであります。

さらには、平成23年度税制改正大綱において納税環境の整備について触れたうえで税理士法改正に踏み込んだ記載がされたことを受け、税理士法第1条で納税者の権利擁護を明確にすべきであるとの主張のもと、1月に「法第1条(使命条項)改正の要望書」を日税連に提出しました。

##### (2) 現在の状況

4月には日税連の税理士法改正特別委員会第2分科会から、新たに「事務所の設置基準の見直し」「会費滞納者に対する処分の強化」「臨税制度の見直し」という3項目を追加した意見(案)が提案された。今後これらの項目についても全国青税において検討されることになります。

しかし、追加されたこれらの項目は、まずは会則の改正で対応すべき項目と感じられるところもあり、会員に対する意見募集の結果とはかけ離れたところで議論が進む状況は、ますます日税連と会員との乖離が見受けられるところであります。

平成23年度税制改正大綱において税理士法の改正に関する文言が記載されましたが、現在の

国会の状況を見れば、本年度においては税理士法改正が進むとは考えづらいところがあります。しかし、全国青税としては、日税連や周辺士業ならびに政府の規制・制度改革の動向等を注視し今後も積極的に意見を述べることが必要と考えます。

#### 5. 税制改正に関する対応について

##### (1) 平成23年度税制改正について

東日本大震災への対応、ねじれ国会による混乱などにより、5月末の時点においても税制改正に関する法案が成立しておらず国会における充分な議論も行われていません。しかし、つなぎ法案の期限である6月末までには修正した法案が提出され、成立、廃案などの状況が明確になると思われます。

全国青税では、昨年12月の大綱公表前に「特殊支配同族会社の役員給与にかかる二重控除問題についての意見書」「欠損金の繰越控除の制限に反対する意見書」「納税者の権利保護および権利救済制度に関する要望書」などを、政府・国會議員等に提出し意見を主張してきました。

そして、大綱公表後は、納税環境整備に関する要望を中心に「平成23年度税制改正大綱に対する要望書」を提出するとともに、「消費税の事業者免税点制度の改正に反対する意見書」などを提出してきました。

##### (2) 平成24年度税制改正に関する要望書

全国青税では、昨年度より日税連に対し、日税連が建議書を提出する前に全国青税としての

税制改正に関する要望を行うことを始めました。本年度も、5月20日に「平成24年度税制改正に関する要望書」を日税連に提出しました。しかし、上記に示したように、平成23年度の税制改正に関する法案が国会審議中であり、要望書の取りまとめにも難しい面がありました。その中でもやはり一番の問題点は、国税通則法の改正を含めた納税環境整備の部分であります。要望書では、全国青税が長年主張してきた意見との違いを明確に指摘し、本来あるべき納税者の権利保護について再度意見を述べました。

## 6. おわりに

本年度は、執行部交代前の昨

年8月理事会から新法対策部で作成した番号制度に関する意見書についての審議が行われ、例年どおり8月下旬に開催する最初の法対策部会においても公認会計士制度に関する懇談会中間報告書に対する意見書を検討し提出しました。

これから法対策部での1年間の活動について具体的な検討をしよう、などと考えている矢先に意見書の作成と審議に追われ、10月には韓国税務士考試会との勉強会、5月には「東日本大震災被災者救済のための税制に関する要望書」の提出など、振り返ってみればあっという間の1年間でした。

今後は、税理士法改正、納税者権利憲章の制定を含めた国税

通則法の改正、新たな番号制度の導入、社会保障改革にあわせた消費税率の引き上げ、東日本大震災からの復興のための財源問題など、我々に関わる諸問題が山積しています。今まで以上に深い検討と議論が求められ、全国青税として、国民のために本来あるべき改正等に向けた提案が必要だと考えます。

最後になりますが、1年間忙しい中で無理難題を聞き入れてくれた各委員長、積極的に意見を述べてくれた法対策部の皆様、審議にご協力いただいた理事の皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

# 一年を振り返って

## 組織部

部長 小林直樹  
(岐阜)



組織部長を拝命してから、あっという間の1年間でした。

1年前の組織部長の就任挨拶では、組織部の役割として下記の2点を書かせて頂きました。

1点目、「各単位青税の会員増加による組織の地盤強化」については、1月の名古屋理事会に併せて組織拡大対策会議を行いました。各単位青税の代表の方に参加して頂き、それぞれの単位青税における組織拡大の取

り組みについて情報交換を行いました。1時間半の会議では時間が足りないくらい、とても有意義な会議となりました。

2点目、「未加入の単位青税への働きかけによる組織の拡充」については、残念ながら進みませんでした。当初に予定されていた5月の仙台理事会に併せて、東北税理士会所属の若手会員と情報交換を行う予定もありましたが、東日本大震災によ

り残念ながら中止となりました。

組織部長の働きとしては消化不良の感もありますが、私自身としては、組織部長という職を1年間務めさせて頂くことによって、全国の税理士の仲間も増え、本当に充実した1年となりました。ありがとうございました。

## 国際部

部長 東本真依  
(名古屋)



この1年を振り返ったとき、大きく二つのことが思い浮かびます。

一つ目は、国際部がこれまでの成果を発表する年であったということです。昨年10月に開催された「韓国税務士考試会との勉強会」、今回お届けした「国際交流の歩み(DVD)」、いずれも準備期間を含めると足掛け2年を費やした事業でしたが、勉強会について予想以上の反響

を頂けたことやDVDの編集をとおして先輩方の努力を知る機会を得たことは、今後の国際部にとって大きな財産となりました。

二つ目は、例年にもまして皆さんに助けて頂いた年であったということです。

勉強会ひとつとっても、日程等の周知、レジュメの作成、当日の運営、ホームページをとおしての広報など、東京青税は

か各単位青税のみなさん、執行部の皆さんに大変お世話になつた1年でした。

最後に個人的に嬉しかったことを書かせて頂くと、準備作業から苦労を共にしてきた前年度・今年度の国際部員みなさんが勉強会当日集まつてくださったことです。懇親会での集合写真は、想い出の1枚になりそうです。

## 経理部

部長 前田信哉  
(神奈川)



まずは、会員の皆様のお陰で、一年間無事に職務を遂行できましたこと、感謝申し上げます。

ここ数年、経理部長は女性の会員が就任していたので、O型で大難把な性格の私には無縁の役職だと思っていました。任意団体の経理部長というと、会費

の管理くらいかなあと思っておりましたが、流石は全国に3,000人の会員を抱える全国青税。会費の管理のほか、全青活動の活動費や事務局の家賃の支払い、事務局員の給与計算などなど、やることは盛りだくさんでした。

今年度の片山執行部では、毎月の理事会の前に常務理事会を開催しており、各部長同士で情報交換を行い、一体感が生まれたのはとても良い経験でした。一年間ありがとうございました。

## 広報部

部長 池尾彰彦  
(千葉)



早いもので今年度の全青広報誌「青税連」もこれで最後になります。まずは原稿執筆にご協力頂いた皆様に、この場をお借

りしてお礼申し上げます。本当に有難うございました。

少しでも楽しい記事を、愉快な写真をと心がけたつもりです

ので、皆様に楽しんで頂けたならばこの上ない幸せです。

また今年度の活動としてHPリニューアルも特筆すべき点です。田中紀彰ホームページ運営委員長のご活躍により大きくなりニューアルすることができました。もしご覧になつていないう方がいらっしゃいましたら是非一度見てみてください。

## 総務部

部長 水野 誠  
(名古屋)



中央が  
水野総務部長

就任のご挨拶をさせていただきましたのがつい先日の様な気がしていましたが、気が付けばいよいよゴールが見えてまいりました。引き続き、残りの期間もよろしくお願ひいたします。

さて、総務部の活動としましては、毎月の理事会運営がその柱となっております。

各単位青税の皆様のご協力のおかげで、これまでの理事会を無事に開催することができましたことを、まずはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ただ、東日本大震災の影響で5月7日に開催予定であった理事会を、仙台の地で開催できなかっただけが悔やまれてなりません。仕方のない事情での変更となりましたが、皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしました。次年度以降の執行部で開催される仙台理事会で、みちのく青税の皆様と元気にお目にかかりますことを楽しみにしております。また、大震災に関しては、義援金、見舞金の募集も行っております。ぜひともご協

力をお願ひいたします。詳しくは全国青税のホームページをご覧ください。

最後になりますが、来る8月6日に第44回の全国大会が開催されます。片山執行部最後の晴れ舞台であり、また、総務部の最後の仕事となります。櫻井全国大会実行委員長が中心となって準備を進めており、皆様もぜひ足をお運びください。

8月6日、神戸の地でお会いしましょう！

## 東日本大震災に対する 全国青税の対応について

東日本大震災対策特別委員長 金澤好起(近畿)



### 1. 東日本大震災対策特別委員会の設置について

去る3月26日の大阪理事会で東日本大震災対策特別委員会が設置され、委員長に指名されました近畿青税の金澤です。3月11日午後に発生した東日本大震災では全国青税の会員を含め多くの方が被災されました。被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

全国青税では今後当委員会を中心に地震に対する対応をしてまいりますが、3月理事会にお

いて具体的な対応について審議され、まず以下の活動を中心に行なうことになりました。

- ①全国三青会を通じての税務支援活動
- ②震災関連税制などへの提言活動
- ③被災地支援のための募金活動

また、当理事会においては阪神淡路大震災の時の全国青税の対応について報告があり、続いて首都圏の各単位青税より被災状況の報告がなされました。

### 2. 3月理事会後の活動について

#### ①義援金・見舞金活動

被災された方々の復興のための一助にしていただくべく義援金の募集を行ないました。5月31日現在で187名の会員より3,206,000円の善意をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。この善意は日本赤十字社に送金させていただく予定です。ご協力ありがとうございます。

また、義援金とは別に、みちのく青税をはじめ被災された全

国青税会員に対する見舞金の募集を理事を中心に有志にお願いさせていただいた所、こちらについても5月31日時点で575,800円と、多くの会員の皆様より多額の善意をいただいております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。見舞金については、被害に遭われた会員を中心に入金させていただきます。

義援金・見舞金については、7月31日まで受け付けておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願ひいたします。

## ②全国三青会との連携

3月31日、4月22日と全国三青会において震災対応についての協議を行ない、全国三青会に震災対策のPTを立ち上げることになり、5月27日に第1回目の会議が行なわれました。

青法協、全青司は既に被災地の避難所等において法律相談を行なっています。今後全国青税としても被災地において全国三青会と連携して税務支援を予定しています。

## ③震災関連税制研修会の開催

5月7日の名古屋理事会の前に、近畿青税会員で神戸支部支部長である安原武志会員を講師にお招きして、阪神淡路大震災の体験を基に震災関連税制の研修会を行ないました。安原会員には震災関連税制のみならず個人的な被災体験を交え、当時の事務所や関与先の状況など貴重なお話をいただきました。当日は理事を中心に47人の会員の参加をいただきましたが、ほとんどの会員が当時税理士ではなかったこともあり非常に参考になりました。

## ④被災者救済のための税制に関する要望書の提出



①仙台市の相談センター

4月27日に被災者救済のための税制上の措置として震災特例法が成立しました。これについて法対策部を中心に検討した結果、内容的に十分であるといえない部分があります。そこで、雑損控除の控除順位を下げたり、雑損失の繰越可能期間を無期限にすること、繰戻還付制度の創設・拡充など、震災関連税制の更なる充実を求めて要望書を内閣総理大臣宛に提出致しました。

## ⑤被災地の視察

全国青税が今後被災地での税務支援を行なう際の現地の状況を把握しておくため、6月5日に片山会長はじめ4人で仙台市・石巻市で宮城県司法書士会が主催する相談センターの視察に行ってまいりました(写真1)。

仙台市内や石巻市でも海から離れている所ではわずかに屋根にシートがかかっている家があるくらいしか震災の影響を感じることがありませんでした。

しかし、石巻市の海の近くに行くと建物には津波が押し寄せた跡があり、瓦礫の山や仮設住宅・自衛隊のキャンプなど震災の影響が感じられました。

何より、報道ではわからない独特の異臭が漂っていました。石巻市の相談センターは海からすぐ近くのこの場所にあり、視察に訪れたときにも実際に相談者が来所していました。日司連では東北の司法書士会が行なう相談センターに東北圏の司法書士を当番制で派遣することにしており、実際この会場にも地元の司法書士以外に埼玉の司法書士が相談に従事していました。

また、当日は現地ボランティアを統括する石巻災害復興支援協議会の本部に伺い、その活動内容をお聞きしました。炊き出しの拠点となっている旧料理屋に立ち寄ったり、瓦礫の撤去の状況を視察させてもらったりしました(写真2)。本当に頭の下がる思いです。

### 3. 今後の活動について

#### ①被災地においての税務支援活動

阪神淡路大震災の時は震災からほぼ1年経った頃に仮設住宅を中心に税務支援活動を行なっていたようですが、今回も同様に税務支援活動を予定しています。

5月の全国三青会PTでも税務支援活動について検討しました。現時点ではまだ税務に関する相談は少ないとのことでしたが、相談内容が展開するうちに税務に派生することがあることから、その場に居なくとも電話対応などの要望もあったところです。このように、まず出来るところから始めていきたいと思います。

会員税理士の派遣については基本的には青法協や青司協と合同で行っていくことになると思います。時期や場所・派遣規模などはこれから詰めていく必要がありますが、会員の皆様のご協力をお願いしなければならない場面が想定されます。その際はどうぞ宜しくお願い申し上げます。

#### ②震災関連税制などへの提言活動

##### 動

震災特例法への対応としてまず要望書を提出致しましたが、これから復興の財源捻出のための増税策が次々に出てくることが予測されます。全国青税ではこれに対し議論を重ね意見・要望していかなければなりません。

#### ③義援金・見舞金活動

既に多額の善意を頂戴しているところではありますが、義援金・見舞金の募集は7月31日まで受け付けております。皆様の



②石巻市の災害復興支援協議会本部

ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

### 4. 結びにあたって

わずか一日ですが、実際に被災地の空気に触れてみると、被害の大きさと復興への道のりの長さに圧倒されそうになります。報道では感じ取れない「空気」を肌で感じ、この復興のために出来ることは何でもしたいと感じました。

同時に、現時点では自衛隊やボランティアの方方が求められる時期と思われ、安原会員も研修会で仰っていたとおり「税理士」というものの無力さを感じずにはいられません。

しかし、少しづつ生活を取り戻すにつれ、法律問題や税務問題が生じ、我々の力が必要になる時期は必ず来ると信じています。その時期になってから準備するのではなく、いまのうちか

ら「一税理士」として準備しておく必要があるのではないかでしょうか。

「準備」とはなんでしょうか。

例えば、義援金等の拠出以外にも、あるべき震災関連税制についての検討や提言を行ったり、国会で決まった震災関連税制について習熟しておいたりすることなどがこれにあたるのだと思います。

今後、東日本大震災からの復興の一助となるために、全国青税では青年税理士として何が出来るのかを検討し、会員の皆様にご協力をお願いする場面があると思います。会員の皆様にはいまからご自身の思いつく範囲でその準備をしていただき、その時期が来ましたらご協力いただきますことを心からお願いして、本稿の結びとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### あとがき

いよいよ来月は神戸大会です。総会で真剣に議論をし、

懇親会で友情の和を広げ、そして最後には特等席で花火を観る……今から楽しみですね！！

広報部 池尾彰彦

まあ いっぺん いりやーせ 名古屋！

## 青税流ディベート合戦 in 名古屋

日 時：2011年11月13日（日）

場 所：テレビアホール（シンポジウム会場）

東急ホテル（表彰式・懇親会会場）

### <対戦相手と対戦テーマ>

#### ○千葉 vs 名古屋 の戦い

「法定相続分課税制度（現行）であるべきかVS遺産取得課税方式とするべきか」

#### ○東京 vs 埼玉 の戦い

「単一税率制度であるべきかvs複数税率制度にするべきか」

#### ○神奈川 vs 岐阜 の戦い

「簡易課税制度の維持かvs廃止（本則のみ）か」

#### ○近畿 vs 特別枠 の戦い

「納税者番号制度の導入に賛成かVS反対か」

2011年11月13日（日）に秋季シンポジウムが名古屋にて開催されます。

一年間、試行錯誤した結果、例年、行われているような各単位青税の研究発表形式ではなくディベート形式に変更しました。これは税理士として単に勉強、研究するだけではなく、その成果を他人と討論することがより資質の向上となると考えたからです。各単位青税の多くの会員に楽しんでもらえるような企画も用意しておりますので皆様、「まあいっぺん いりやーせ名古屋！」

一年間、ありがとうございました。（研究部長 磯野道典）

秋季シンポジウム in 名古屋



